

Title	野々瀬浩司君提出学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.3/4 (1999. 5) ,p.194(418)- 200(424)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990500-0194

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

野々瀬浩司君提出学位請求論文審査要旨

論文題文「農奴制問題に関するスイス盟約者団の政策に

ついて―農民戦争の重要課題を巡って―」

内容の要旨

本論文は、北スイスとオーバーエルザス地方の農奴領主制の役割と機能を分析したうえで、近代初期、とくにドイツ農民戦争期（一五二五年）に焦点を絞って、領主と領民との間の利害対立のさいにスイスの主権者である盟約者団がどのようにに対応したかを、政治史、社会史、経済史、宗教史などのさまざまな観点から考察したものである。

序論では、スイス国制史における農奴制の問題の意義について述べられている。

第一章では、中世末と近代初期における農奴制の問題の研究史を整理して、経済史的な視点を重視してきたマルクス主義学派、政治史的観点、とくに領邦国家化を中心に農奴制の機能を分析してきた非マルクス主義学派、そして一九七〇年代から両者を統合する立場に立ったセービアンやブリックレの研究を取り上げてそれらの問題点について述べている。

第二章では、バーゼルにおける農奴制の特徴とそれに対する農民の抗議内容について述べた後、その問題に関する盟約者団の政策について、以下の特徴を指摘している。第一に他の地域と比較して、バーゼルの農民に対して最も有利な和解案が提示

されている。第二に領邦君主としてのバーゼルの権益を考慮している。従ってこの裁定では、中間の支配層である領内の中・下流の領主権力が最も不利益を被っている。第三に裁定の根拠として最も多く用いられているのは、古き慣習であって、「神の法」思想は全く取り入れられていない。第四に盟約者団は農奴に正当な金額を支払って、自力で農民解放の権利を獲得することを勧めている。最後に領外の領邦権力の権益、とくにハプスブルク家の利害に関する問題には極めて慎重な姿勢を示している。

第三章では、当時はハプスブルク領であったオーバーエルザス地方の農奴制の特質、それに対する農民の抗議書と盟約者団の仲裁裁定を分析して、以下の特徴を明らかにしている。第一に盟約者団の和解案は、バーゼルの場合よりも農民の訴えを激しく否定し、第二に領主側の用いた「古き法」を盾に取って農奴制の合法性を肯定し、第三にハプスブルク家に対する配慮を示し、第四にバーゼルの農奴制問題についての裁定との間に基本的な路線の類似性が窺われる。第五にバーゼルの場合と違って、ズントガウについての裁定では、領邦権力の利害よりも、主として聖俗領主の農奴支配権を温存する志向を示している。

第四章では、盟約者団の共同支配地であるトゥールガウにおける農奴制の特徴とそれに対する農民の抗議内容を明らかにした後、盟約者団の裁定内容を考慮して以下の特徴を指摘している。第一にこの裁定は、バーゼルやズントガウの場合よりも厳しい内容である。第二にハプスブルク家に対する外交的な配慮

の必要性がなかった。第三に裁定の主要な論拠として用いられたのは、古き法と法文書や証印であって、「神の法」は殆ど用いられていない。第四に他地域での裁判と比較して、トゥールガウの農奴制問題の解決のために、最も多くの邦が会議に出席している。第五に領邦国家形成にとつての障害物である農奴領主などの中間支配層の排除や統一的な法的支配の確立という問題以上に宗教問題が優先された。

第五章では、盟約者団の従属邦であったザンクト・ガレン修道院領を取り上げて、ここでは、他地域に比べて修道院領民に最も厳しい審判が下されていると述べ、その原因と考えられる四つの理由を挙げている。

以上四つの地域に関する盟約者団の裁定を考察した結論として、以下の四点が挙げられている。第一に多くの地方において農奴領主制は、近代初期にその経済的な意義を喪失した。第二に農奴領主制は、トゥールガウとバーゼル司教領を除く三つの地域では領邦国家化の重要な手段の一つとして用いられ、とくに裁判領主権と結合してその補完的な機能を果たした。第三に反農奴制運動の思想的背景に関して、宗教改革以前の農民の法感覚の根底には、多くの場合「古き法」思想がその中心的な位置を占めており、農民戦争期に新たに「神の法」思想を採用した地域と、そうでない地域（トゥールガウ、バーゼル）とに別れることになった。

最後に中世後期と比較すると、近代初期には農奴領主制の役割が低下した。中世末のさまざまな私法的関係の一つとして存

在していた農奴領主制が、領邦国家化が進むにつれて、公的性格を帯び始め、領民の法身分も水平化されて、農奴から臣民への移行が開始された。その結果、中世末と近代初期の間には、人格的支配の程度は本質的に相違していた。

最後に農民戦争期にスイス盟約者団が、農奴制問題に関して仲裁裁定を通じて提示した政策の特徴が以下のように述べられている。第一に盟約者団は、農奴領主制の全廃要求に対しては否定的な見解を述べたが、解放金の支払いによつて人格的な自由を獲得する余地を残し、農民の権利の上昇を模索した。第二に農奴承認料や賦役の問題に関して、古き慣習としてその支払い義務の適法性を主張したが、農奴の居住地を支配する領主に對する年一回の義務に限定した場合も見られた。第三に盟約者団がこれらの仲裁裁定を行うさいに利用した思想的根拠として最も重視されたのは、領邦国家によつて制定された成文法であり、慣習法としての「古き法」もそれに違反しないかぎり尊重されている。これに反して「神の法」の思想は、サクラメントの一つである結婚問題のみに適用されたにすぎない。第四に盟約者団の裁定の全般的な傾向として、バーゼルとズントガウとの間に多くの共通性が、トゥールガウとザンクト・ガレンの間に類似性が指摘され、また西部地域と東部地域との政策上の相違性が指摘され、その一因として仲裁裁定に参加した領邦のメンバー構成の違いが挙げられている。最後にこれらの裁定の中には、総体的に緩やかな首尾一貫性や共通性が認められ、盟約者団内で最初に農民解放政策を実施したベルンの先例をモデ

ルにして、地域的に特殊性に応じた変更を加えて、現実主義的にそれが実施された。但し農民にとって憧憬的であつた盟約者団自身が、農奴制の問題に関して共同体成員の原則的平等という原理や自由と自治の適用範囲を制限し、自己の権益の保持のために、共同支配地や従属邦や臣従地域などの領民に対して封建的な垂直原理の存続を宣言することによって、自己の影響圏を拡大するための機会を見逃してしまつた。

論文審査の要旨

本論文は、十六世紀におけるスイスの主権者である盟約者団が、ドイツ農民戦争の影響下に動揺がみられた領主と農民の農奴制を中心とする関係に対して下した裁定を考察したものである。そのさい、農奴制が既にほぼ消滅しているスイス南部を除いて、北部のバーゼル、ズントガウ、オーバーエルザス、トゥールガウ、ザンクト・ガレンについて盟約者団の下した裁定の内容を多様な観点から考慮したものである。

本論文の目次は、以下のように構成されている。

序論

第一章 農奴制問題の意味とそれを巡る研究史

補論 農民戦争期におけるスイスの国制的状況の概観

第二章 バーゼル

第一節 バーゼルにおけるドイツ農民戦争の前史と農奴制の特徴

第二節 農奴制問題に対する農民達の抗議内容

第三節 農奴制問題に関するスイス盟約者団会議での裁定

第四節 農奴制問題に関するバーゼル市の対応とその後

補論 バーゼル司教領における農奴制問題に関するスイス盟約者団の対応

第三章 ズントガウとオーバーエルザス

第一節 ズントガウとオーバーエルザスにおけるドイツ農民戦争の前史と農奴制の特徴

第二節 農奴制問題に関する農民達の抗議内容

第三節 農奴制問題に関する領主からの反論とスイス盟約者団会議での裁定

第四章 トゥールガウ

第一節 トゥールガウにおけるドイツ農民戦争の前史と農奴制の特徴

第二節 農奴制問題に関する農民達の抗議内容

第三節 農奴制問題に関するスイス盟約者団会議での裁定

第五章 ザンクト・ガレン

第一節 ザンクト・ガレンにおけるドイツ農民戦争の前史と農奴制の特徴

第二節 農奴制問題に関する農民達の抗議内容

第三節 農奴制問題に関する修道院側の反論とスイス盟約者団会議での裁定

結論

スイス国制史における農奴制問題の意義について述べた序論、

中世末と近代初期における農奴制問題に関する学説史を整理した第一章及び農民戦争期のスイス盟約者団の国制史的構造を説明した補論に次ぐ第二章では、農民戦争以後、バーゼルでは農民間の法的身分の相違は殆ど認められなかったため、自由人であるか農奴であるかという問題は余り重要ではなくなっていたと述べられ、次に『バーゼル宗教改革史文書集』やギュンター・フランツのドイツ農民戦争文書集などに収められている農奴制に対する農民の抗議内容が紹介された後、『バーゼル宗教改革史文書集』やシュトリックラー編『一五二一年から一五二八年までの時代からの盟約者団会議事録』に収められている農奴制問題に関するスイス盟約者団の裁定を考察して、裁定の特色として、他の地域と比較して、バーゼルの農民に対して比較的有利な和解案が提示されている。領邦君主としてのバーゼルの権益が考慮されている。裁定の根拠として最も多く用いられたのは、古き慣習であつて「神の法」の思想は全く取り入れられていない。領外の領邦権力、とくにハプスブルク家の利害に関する問題では極めて慎重な姿勢を示していることなどが挙げられている。第三章では、当時ハプスブルク領であつたオーバーエルザス地方を取り上げ、ここでは農奴制が他の地域よりも一世紀以上遅れて十五世紀中頃から開始されたことが述べられ、次にズントガウ地方の抗議書としてギュンター・フランツの前掲文書集に収められているズントガウ地方特有の個別的な諸抗議書と地方全体に関わる統一的な二十四項目の箇条書とを取り上げ、前者の中では農奴制に由来する訴えと見なされ

得るものは、僅か一つであり、後者においては、農民戦争期の最も重要な抗議書の一つである「十二箇条」の影響を受けた農奴制の廃止の要求の他に、賦役（第五条）、死亡料の廃棄の要求（第九条）、農奴承認料としての鶏の支払いの拒否（第十二条）などが挙げられている。次にシュライバー編の『フライブルク市史料』に収められている盟約者団の仲裁裁定を分析して、それがバーゼルの場合よりも農民の訴えをより厳しく否定し、領主側の用いた「古き法」に基づいて農奴制の合法性を肯定し、ハプスブルク家に対する配慮を示している。但し異ゲノツセ婚のさいの罰金、死亡料の納入義務、賦役の金納化、農奴解放金の支払い奨励などに関して、バーゼルの裁定との類似性がみられることを指摘している。

第四章では、盟約者団の共同支配地であるトゥールガウの農奴制の特徴として、下級裁判権を所有していた領主が農奴領主を兼ねている場合が多かつたため、農奴制の問題は農民にとつて領邦権力との間の紛争というよりも中間層としての下級領主に対する戦いという性格が強いことが指摘されている。次にシュトリックラー編の前掲史料集に収められている農民の抗議を検討して、農民の不満は中間支配層としての在地の領主層に向けられており、農民と領邦国家との対立は、農民反乱の主要な原因ではない。農民の要求は、総体的にみてそれほど過激な印象を受けないと述べられている。次にシュトリックラーの前掲史料集に収められている盟約者団の裁定内容を検討して、その特徴としてバーゼルやズントガウの場合に比べて農民にとつ

てより厳しい内容を含んでいる。その農奴領主の中で最大の領外勢力がザンクト・ガレンなどの諸修道院とコンスタンツ司教であったため、ハプスブルク家に対する外交的な配慮の必要がなかった。裁定の主要な論拠として用いられたのは、古き法と法文書や証印であり、宗教改革の影響や農民の用いたような「神の法」思想が殆ど見られないことなどが述べられている。

第五章では、盟約者団の従属邦であったザンクト・ガレン修道院の農奴制を考察して、修道院領の農奴制は、十五世紀初めから領民の激しい抵抗運動に会ってその意味を喪失していき、十六世紀初めには農奴領主制は時代遅れの概念になった。宗教改革期にはチューリヒの政治的な影響によって農奴制は一時廃止された。それにもかかわらず農奴制の廃棄は領民の政治意識にとどまり、一五五八/九年には、「自由な修道院領民」と「農奴の修道院領民」という二つの概念を巡って激しい対立が生じたことが述べられている。次にマックス・グミユール編『カントンザンクト・ガレンの法史料』、ヴァルター・ミュラー編『カントンザンクト・ガレンの法史料』などに収められている農民の抗議書を検討して、この地方では、農奴制の機能が弱体化して、領民にとって余り重要性を持たなくなった。それにもかかわらず、農奴領主制の存続は、村落共同体の内部に自由人と不自由身分との混在による緊張と対立を生み出し、問題であり続けた。ザンクト・ガレン修道院では下級裁判権と農奴領主権とが結合して「地域的農奴領主制」が成立したことによって、地域的な不平等性への不満感が蓄積されていった。また領

邦国家化に伴なう修道院による法の統一と整備のさいに、古くからの慣習法に対する一種の改竄が行われて、慣習法としての「古き法」の有効性が損なわれてしまったことなどが述べられる。次にミュラー編の前掲法史料やシュトリックラーの前掲書に収められている盟約者団の裁定を分析して、ここでは他地域における裁定と比べて、修道院領民にとって最も厳しい審判が下されたことに注目している。

最後に農民戦争期にスイス盟約者団が、農奴制問題に関する仲裁裁定を通して提示した政策の特徴として、農奴領主制の全廃要求に対して盟約者団は、全面的に否定的な見解を述べたが、解放金の支払いによって人格的な自由を獲得する余地を残すなど、農民の権利の漸次的上昇を意図した。農奴承認料や賦役の問題に関して、盟約者団は古き慣習としての支払い義務の適法性を主張したが、農奴の居住地を支配する領主に対する年一回の義務に限定した場合も見られた。盟約者団が仲裁裁定を行うさいの思想的根拠として最も重視したのは、領邦国家によって制定された成文法であり、慣習法としての「古き法」はそれに違反しないかぎりにおいて尊重された。ズントガウでの裁定を除いて、盟約者団は時代の趨勢である領邦国家化を推進した。西部地域と東部地域との間に多くの点で盟約者団の政策の相違が認められるが、その一因として仲裁裁定に参加した領邦のメンバー構成の相違が挙げられる。以上のように裁定の特色が述べられた後、裁定は、盟約者団内で最初に農奴解放政策を実施したベルンの先例をモデルにして、地域的な特殊性に応じた変

更を加えて適用されたものと評価されるが、農民の憧憬の的であつた盟約者団が農奴制の問題に関して、自らの構成原理である共同体成員の原則的平等や自由と自治の適用範囲を制限して、自己の權益を維持するために、共同支配地や従属邦や臣従地域などの領民に対して、封建的な垂直原理の存続を宣言し、そうすることによって自己の影響圏を拡大するための機会を逸してしまつたと結論される。

本論文の意義は以下の通りである。

1 本論文は、史料に基づいてスイスの農奴制の実態を解明しようとしたもので、北部のうちでも西方、すなわちバーゼル・オーバーエルザス、ズントガウにおいては、形式上においても農奴制のほぼ消滅に近い判決が下されているのに対して、東方のトゥールガウ、ザンクト・ガレンにおいては、その形式上の残存を認める判決が下されていると結論している。スイス農奴制の問題は、我が国では勿論、欧米においても未開拓な領域に属するので、それに光をあてた本論文の開拓的な意義は極めて大きい。

2 ドイツ農民戦争期の諸問題の研究は、従来地域的に主として西南ドイツに限られて行われてきたが、その時代のスイスの国制史、経済史を対象とした本論文は従来の研究の穴を埋めるものである。

3 農奴制の問題に関する農民の抗議、それに関するスイス盟約者団の裁定の内容が、何れも史料に基づいて述べられている点で、本論文は実証面でも高い価値を有する。

これらの意義と同時に以下の問題点が指摘され得る。

1 前述したように、本論文は史料に極めて忠実に叙述された実証性の高いものではあるが、その反面巨視的な展望に欠けている。例えば地域的な視野が狭い嫌いがある。北部スイスに焦点を絞つて、その西部と東部を対比しているのは、本論文の優れた点であるが、たとえ農奴制の問題がほぼ消滅していたとはいえ、スイス南部の実情についても言及する必要があるかと思われる。

2 地域的な視野と並んで時代的な視野についても同様のことが言える。本論文は、十六世紀のスイスにおいては、農奴制が形式的にしか残存していなかったことを当然の前提として、その前の、それが実質的に残存していた段階との関連が視野に入っていない。また十六世紀に農奴制が法的形式の上でも大いに後退したことを論じているが、スイスの農奴制が全廃されるのが、フランス革命にまで降ることを考慮するならば、その時期までの展望が与えられるべきであると考えられる。なおこの時代的展望の中には、農奴制のみならず、解放された或は身分的に下の段階に抑さえられたままで行われた領邦高権の下での農奴の臣民化の過程が述べられるべきであろう。この点に関して本論文は示唆に富んではいるが、それ以上のものではない。

3 本論文が宗教改革期の領邦国家を扱うものである以上、カトリック圏とプロテスタント圏の領邦の相違を思想、教会制度の面から一層明確に把握する必要があるように思われる。

以上のような問題点にもかかわらず、本論文は、十六世紀のスイスの農奴制の問題を史料に基づいて考察することによって、未開拓の領域を開拓した先駆者的な研究として高く評価されるべき内容のものであり、博士（史学）の学位に十分値いする労作と認められる。

論文審査担当者

主査 慶應義塾大学文学部教授 文学研究科委員

博士（史学） 東畑 隆介

副査 慶應義塾大学名誉教授 帝京平成大学教授 坂口 昂吉

副査 慶應義塾大学名誉教授 寺尾 誠

副査 慶應義塾大学名誉教授 森岡敬一郎